

日本国憲法 教育基本法 学校教育法 学習指導要領 長崎県教育方針 第4期長崎県教育振興基本計画 諫早市教育振興基本計画 諫早市教育大綱 各関連法規 各関連条例	教育方針 日本国憲法、教育基本法、学校教育法等の法令及び長崎県教育方針、諫早市教育方針に則り、心身ともに健康で人間性豊かな児童を育成し、未来の担い手としての資質・能力の向上のため教育活動を実践する。
---	---

学 校 教 育 目 標

互いのよさを認め、自己実現を目指す子どもの育成

目指す学校像

「通いたい学校・通わせたい学校・応援したい学校・働きがいのある学校」		
安心・安全で、楽しく通える学校	家庭や地域と連携し、活力ある学校	確かな学力を定着させる学校

目指す子ども像

自分で考え、よりよい判断ができる

そのための「こ・な・が・い」-ことば・なかま・がんばり・いきいき-


ことば・なかまを大切にする	ねばりつよくがんばる	いきいきと学ぶ
具体的な子どもの姿		
<人格形成として> ・自他の命や人権を大切にすることができる ・学校や社会のきまりを守ることができる ・正しい言葉づかいをすることができる ・進んで挨拶をすることができる ・時間を守ることができる	<自己を高めることとして> ・自分の命を自分で守ることができる ・生活リズムを自分でつくること ・家族や地域を大切にすることができる ・何事も最後までやり抜くことができる ・進んで体力作りをすることができる	<学力向上として> ・活発な話し合い活動ができる ・言語活動に積極的に取り組むことができる ・自ら本を手に取り、読書することができる ・タブレットを正しく活用できる ・宿題をし、自主学習に取り組むことができる
重点目標は『ことば』		
◇授業中の「ことば」…自分の言葉で話す・話し合う・書く 集中して聞く ◇日常生活の「ことば」…「こながいの『こ』」の徹底 ◇読書を通じた「ことば」…個人の読書目標の設定と達成 家庭読書の充実		

このような学校・子どもの姿を具現化するための目指す教職員像

授業力や指導力の向上を実践する教職員

人権を重んじる教職員	家庭や地域から信頼される教職員	学び続け、よりよい授業を提供する教職員
具体的な取組		
○日常的・継続的な人権教育 ・特別支援教育の視点を生かした教育活動 ・機を逃さない生活指導、教育相談 ・教育活動全体を通じた道徳教育 ・いじめをしない、させない、許さない風土 ○「学び」につながる「活動」 ・学びある特別活動や体験活動 ・次に生かす生活目標の振り返り ・「活動」を目的化しない ○不祥事全般を自分事としてとらえ、子ども、保護者、地域の信頼を損なわない	○家庭や地域との連携・協力 ・地域を再発見する総合的な学習の時間 ・郷土のよさを共有する地域人材の活用 ・子どもに関する相談体制の整備 ○子どもが学びやすい教育環境の整備 ・安全点検の徹底 ・校舎内外の整理整頓、美化 ・教材備品・消耗品の適切な購入 ○生活習慣・生活態度の向上 ・キャリアパスポートの活用 ・メディアコントロールの啓発 ・時期に応じた保健指導	○校内研究と授業改善の充実 ・学びに向かう力の育成の充実 ・対話的な活動を取り入れた授業 ・積極的に行う書く活動 ・各種学力調査結果の分析・活用 ・基礎的基本的な学力の習得と定着 ・各種研修会への参加による自己研鑽 ○学力向上への側面的な取組 ・ドリル学習による基礎の定着 ・図書館教育・環境の充実 ・学習規律の徹底及び支持的風土作り ・宿題の出し方の工夫と家庭学習の習慣化 ・情報機器の利活用

働き方の改善を実践する教職員

<ul style="list-style-type: none"> ■ 不要な時間を削減し、本県・本市・本校教育の向上のため、有効に活用する ■ 合理的・能率的な業務の推進を図る ■ 校務支援システムやメールの有効活用を図り、諸連絡の時間短縮を図る ■ 家庭への相談、助言では家庭の教育力を後押しするように留意する ■ 関係各所との連携で専門の見地からの助言を積極的に得、指導等に生かす ■ 前例踏襲にとらわれすぎず、諸活動の現状に応じた見直しを図る ■ 自己の生活に即した年休、諸休暇の取得を推進し、自分の時間や家族の時間も大切にする 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもたちとの時間、子どもたちの方を向く時間を生み出すために ■ 教師の活力が、活力ある学校を生み出す
--	---	--

